

# 和東町史編集委員会規則

平成29年8月28日

教委規則第 5 号

## (設置)

第1条 和東町史（以下「町史」という。）の編集を具体化するため、和東町史編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 和東町史編さん委員会が企画立案した編さん事業に関すること。
- (2) 町史編集に関すること。
- (3) 町史の資料調査及び収集に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから相楽東部広域連合長（以下「広域連合長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他、広域連合長が相当と認めた者

## (任期)

第4条 委員の任期は、町史編集が終了するまでの間とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が任命する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、その職務を代行することができる。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、和東町史編さん室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。